

令和3年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和3年6月4日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和3年6月4日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年6月4日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和3年6月4日 13時43分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	×	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	保健福祉課 長	大西清隆	○	
	副町長兼 商工観光課 長 事務取扱	青柳良明	○	建設産業課 長	岩崎久敏	○	
	参事兼 総務財政課 長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発課 長	石川久仁洋	○	
	税 住 民 課 長	石原千明	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和3年第2回笠置町議会会議録

令和3年6月4日～令和3年6月10日 会期7日間

議 事 日 程 (第1号)

令和3年6月4日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 令和2年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 令和2年度笠置町一般会計事故繰越し繰越計算書の件
- 第6 報告第3号 令和2年度(2020年度)城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書の件
- 第7 報告第4号 令和3年度(2021年度)城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件
- 第8 報告第5号 令和2年度(2020年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第9 承認第1号 笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第10 承認第2号 笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第11 議案第24号 笠置町公告式条例一部改正の件
- 第12 議案第25号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第26号 笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第27号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第15 議案第28号 笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件
- 第16 議案第29号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節となりましたが、お集まりの皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和3年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきましては、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、クールビズ推進のため、上着及びネクタイの着脱は自由といたします。

議長（大倉 博君） ただいまから令和3年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

杉岡義信議員から、都合により欠席届が提出されておりますので、御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、松本俊清議員及び3番、由本好史議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月10日までの7日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

笠置小学校及び笠置中学校の式典に、西副議長と出席をいたしました。これに伴い、会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いましたので、御報告します。

以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第2回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、全国的に平年より早い梅雨入りとなり、じめじめとした日が続いておりますが、皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

4月25日に発令されました緊急事態宣言は、6月20日まで延長されました。この間、住民の皆様には、外出の自粛や施設の休館等に伴う事業の中止、または、事業所へは時短営業や休業要請等お願いしておりましたが、さらなる御協力をお願いしているところでございます。幸いなことに皆様の御協力をいただき、町内における感染拡大も見られず、感謝申し上げます。

5月23日には、65歳以上の方への1回目のワクチン集団接種を笠置いこいの館で実施しましたが、大きな混乱もなく、500人を超える方に接種いただくことができました。5月25日からは個別接種も行われており、6月13日には2回目の接種、7月には基礎疾患をお持ちの方や12歳以上の一般の方へのワクチン接種も予定しており、感染防止へ一歩前進したと感じております。

ただし、接種が済んだからと安心せず、マスクの着用や手指の消毒、3密の回避など、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、庁舎耐震改修工事に伴う役場業務の一時移転について御報告いたします。

本議会において、庁舎耐震改修工事の請負契約締結について議案を提出させていただいておりますが、この工事に伴い、6月21日から3月31日までの間、本庁舎業務を笠置いこ

いの館2階へ一時的に移転することになりました。住民の皆様には、広報や防災無線、ホームページによりお知らせさせていただいているところがございますが、工事期間中は御不便、御迷惑をおかけいたしますことを、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、青柳副町長が、6月13日、任期満了により退任となりますことを報告いたします。

青柳副町長は、平成29年6月議会において、西村前町長の下、副町長に選任され、以降4年間、笠置いこいの館の運営や観光関連事業に対する指導、調整、内部においては、職員の資質向上に対する指導や事務の統制など、多くの事項に御尽力いただきました。

また、総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する事案に関しては、調査委員会の座長として調査報告書を取りまとめいただき、住民の皆様へ御報告させていただくことができました。改めて感謝を申し上げ、お礼申し上げます。

本日、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告5件、承認2件、議案案件は補正予算1件を含む6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、報告第1号、令和2年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件から日程第8、報告第5号、令和2年度（2020年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件の5件について、会議規則第37条により、一括して報告を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

報告第1号、令和2年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度一般会計予算から令和3年度予算へ繰り越したものにつきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、報告いたします。

繰越しの事業となる主なものは、庁舎耐震改修工事2億2,600万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,414万4,000円など13件で、総額3億3,987万8,000円となっております。以上、御報告申し上げます。

続きまして、報告第2号です。令和2年度一般会計事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和2年度一般会計の繰越事業を令

和3年度へ事故繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定より、報告いたします。

事業といたしましては、笠置町第4次総合計画策定事業で、令和元年度から令和2年度に明許繰越しをいたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発出されたことから、関係機関や委託業者との協議が進まず、支出負担行為を行い、令和3年度へ事故繰越したものです。以上、御報告申し上げます。

続きまして、報告第3号、報告第4号、報告第5号。報告第3号、令和2年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、報告第4号、令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書、報告第5号、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書の3件について、一括して報告いたします。

城南土地開発公社において、第3号及び第4号については3月22日に、第5号については4月28日に、それぞれ理事会において可決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものです。以上、報告申し上げます。よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） これで報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第9、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件及び日程第10、承認第2号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の2件を会議規則第37条により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行の規則の一部を改正する省令が令和3年3月26日に可決され、31日付で公布、4月1日から施行されることとなりましたので、当町の税条例等についても改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものです。

改正の主な内容は、給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書などの電子提出に係る税務署長の承認の廃止に係る改正等です。御承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、承認第2号です。固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税の税務関係書類について押印を不要とする等の見直しがあり、4月1日から施行されることに伴い、当町の税条例についても改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものです。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

令和3年度の地方税法の改正において、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、電子提出に係る税務署長の承認が廃止されました。これらに係る改正が、新旧対照表の8ページ、第36条の3の2、第4項、9ページ、第36条の3の3、第4項、10ページ、第53条の9、第3項、第4項に当たります。9ページ、第53条の8、第1項につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備です。10ページ、第81条の4につきましては、読替規定を対象に追加しております。12ページ及び13ページ、附則10条の2につきましては、条例の項のずれによる改正です。

次に、固定資産税の関係について説明いたします。

令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の調整措置が講じられます。こちらは13ページ、附則第11条の見出しの部分、14ページ、15ページ、附則第12条、16ページ、附則第13条になります。

次に、軽自動車税の関係について説明いたします。

環境への賦課の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置について、期限の延長がなされました。17ページの第15条の3に当たります。第15条の3の2については、読替規定です。18ページ、附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長しています。

次に、住宅借入金等特別控除の拡充、延長についてですが、21ページ、第25条第2項に追加しております。施行日は全て令和3年4月1日です。

続いて、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除、セルフメディケーショ

ンの税制の適用期限が延長されました。こちらは11ページ、附則第6条になります。

施行日は令和4年1月1日です。

次に、個人の住民税、町民税の均等割や所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされました。これらに係る改正が、8ページ、第24条の第2項、9ページ、第36条の3の3、第1項、11ページ、附則第5条第1項になります。施行日は令和6年1月1日です。

最後に、第2条による改正について説明いたします。

こちらにつきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴う改正となっております。グループ内の1社に所得計算の誤りなどの修正、更生が生じた場合に、グループ全体に影響する可能性が高く、同一事業年度において何度も修正申告等を提出する事態が想定されるために、納税者、課税側の事務負担を軽減する観点から、過去の事業年度における当初の控除額と再計算後の控除額に過不足が生じることとなった場合には、進行事業年度において調整することとされました。施行日は令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、承認第2号の件について議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明させていただきます。

先ほどの税条例と同様に、3月26日、地方税法等の改正が可決されまして、4月1日から施行されることに伴い、3月31日付で専決処分をしたものでございます。

内容といたしましては、提出書類に係る押印の部分を削除したものでございます。

2ページの新旧対象表のほうを御覧ください。

現行のほうで、第4条第4項にあります「審査申出書は、押印しなければならない。」というところが削除されております。また、第7条につきましても、署名押印に係るものを署名というものに変更となっております。3ページにつきましても同様、第8条、第9条、第12条に係るところが、署名押印を求めるのではなく署名だけということになり、削除したものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

質疑は、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について3回までですので、申し添えます。

まず、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) ないと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議題に対して起立しない者は、反対とみなします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

次に、承認第2号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、承認第2号、笠置町固定資産評価審査委員会条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第 1 1、議案第 2 4 号、笠置町公告式条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第 2 4 号、笠置町公告式条例の一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

役場庁舎耐震改修工事に伴い、役場業務の一部を笠置いこいの館に一時的に移転するため、移転期間中、効力のある掲示板に笠置いこいの館前に掲示場を追加するものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 次に、議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第 2 4 号、笠置町公告式条例一部改正の件につきまして議案の説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうからの提案理由にありましたように、6月21日から来年3月31日まで、役場庁舎耐震改修工事に伴いまして、本庁舎業務の一部を笠置いこいの館前に一時的に移転させていただくこととなりました。効力のある掲示板としては、役場庁舎前の掲示板が公告式条例で掲載しているところがございますが、住民の方の安心・安全のためにも、いこいの館、移転先のいこいの館前にも掲示場を設置し、効力のあるものとさせていただき改正となっております。

改正条例にもありますとおり、附則によりまして期間の限定をしております。来年度4月1日からは、いこいの館前をまた廃止して役場前のみと、効力のある掲示場になることとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 4 号、笠置町公告式条例一部改正の件を採決します。本件は原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第24号、笠置町公告式条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第12、議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件及び日程第13、議案第26号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の2件を会議規則第37条により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件及び議案第26号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

職員及び会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、人事院規則と同一とするもので、年間の総勤務時間数から祝日法に規定される祝祭日及び年末年始の休日の勤務時間数を減じた時間数を算出の基礎に変更するものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

2ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。

笠置町の職員の給与に関する条例、現行でございますが、勤務時間、勤務1時間当たりの給与額の算出方法につきましては、給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12か月を乗じて、その額を1週間当たりの勤務時間38.75、38時間45分の勤務時間に年間52週を乗じたもので割って得た額としておりました。人事院規則のほうの改正がさきに行われておりますが、当町のほうの条例については改正ができておらず、現在、対象者はございませんが、勤務1時間当たりの給与額が最低賃金を下回るような状況も今後見受けられることとなる状況となりました。

今回改正させていただきましたのは、人事院規則と同様、給料月額の12か月分を週の勤

務時間数の52週から祝日法による祝祭日、年間16日ございます、これと年末年始の休日5日間を加えました勤務時間数を減じた額を計算式とするものに改正させていただきました。施行日は7月1日からとしております。

続いて、議案第26号のほうでございますが、こちらにつきましても、こちらの笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきましても、勤務1時間当たりの給与額の算出方法は、職員と同様の算出方法としておりました。職員の1時間当たりの給与額の算出方法を変えることに当たり、会計年度任用職員の算出方法についても同様に改正するものとさせていただきます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第25号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改

正の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第26号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第14、議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して保険料の減免を行う措置を令和4年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものです。

施行日は公布の日で、令和3年4月1日から適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(大西清隆君) 失礼いたします。

議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、提案理由でもございましたとおり、コロナの影響によりまして一定程度収入が下がった方に対して、現在実施しております保険料の減免措置を令和4年3月31日まで延長するものでございます。減免要件や内容については、変更はございません。

新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

附則の第8条の本文中でございます。減免の適用期間を「令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に延長する改正を行っております。また、下段でございます。第1号中、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の次に、「(以下「主たる生計維持者」という。)」を追加しております。

3ページを御覧ください。

第2号の本文中、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に変更しております。第2号のアでは、「事業収入等」を「主たる生計維持

者の事業収入等」に、第2号のイでは、「減少する」ことが見込まれる所得を「主たる生計維持者の合計所得金額」にそれぞれ明確化しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者全員です。したがって、議案第27号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第15、議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件について提案理由を御説明申し上げます。

役場本庁舎の耐震改修工事については、5月21日に開札を実施し、落札業者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の承認を求めます。

契約金額は1億4,157万円、契約の相手方は、藤原・森本特定建設工事共同企業体です。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約の締結の件につきまして御説明させてい

たきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、5月21日に開札を行い、仮契約を5月28日に行ったもので、議会の議決を求めさせていただくものでございます。議案書の朗読をもって説明に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件。

下記のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第9号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出。笠置町長、中淳志。

契約の目的、笠置町庁舎耐震改修工事。

契約の方法、公募型一般競争入札。

契約金額、1億4,157万円。

契約の相手方、藤原・森本特定建設工事共同企業体。代表者は、京都府木津川市、藤原建設株式会社。構成員、京都府相楽郡笠置町、株式会社森本組。

工事期間は、本契約締結の日から令和4年3月29日までです。

資料といたしまして、仮工事の請負契約書をおつけさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第28号、笠置町庁舎耐震改修工事請負契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第16、議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第

2号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億2,446万7,000円に歳入歳出それぞれ945万8,000円を追加し、合計を14億3,392万5,000円とするものです。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、キャッシュレス決済導入費用補助事業に50万円、公用車や公共施設等への抗菌コーティングの施工、循環バスへのプラズマクラスターイオン発生機の取付け等、公共的空間感染防止対策事業に198万7,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業に156万3,000円を計上しています。

また、庁舎移転に伴うネットワーク等の変更作業費として230万7,000円のほか、人事異動に伴う人件費を計上しています。

財源は、国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金348万8,000円、子育て世帯生活支援特別交付金160万円を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件につきまして説明させていただきます。総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

それでは、まず歳入のほうで7ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費国庫補助金といたしまして553万円を増額とし、801万5,000円とするものでございます。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましての204万2,000円は、歳出のほうは、当初予算で計上をしておりました戸籍システムの改修に伴い、交付の内示がありましたので、歳入予算を計上させていただいたものでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の348万8,000円は、循環バスや公共施設等のコーティングやキャッシュレス決済の導入費用の経費となっております。

民生費国庫補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費分といたしまして160万円を増額しております。

飛びまして、21款諸収入でございます。京都地方税機構への派遣職員負担金の額の通知がございましたので、530万円を計上しております。

19款の繰入金につきましては、歳入特定財源を計上いたしておりますので、基金からの繰入金を297万2,000円減額したものでございます。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

なお、一般職に係る職員人件費につきましては、4月の人事異動に係る支出科目の変更等により増減を行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、8ページのほうをお願いいたします。

人件費といたしましては、町長からの行政報告にもございましたが、副町長の退任に伴いまして、特別職の人件費を1,015万2,000円減額としております。また、非常勤の特別職といたしましては512万6,000円を計上したものでございます。

電算システムの管理事業で230万7,000円を計上いたしておりますが、ネットワーク等の変更作業につきましては、庁舎の一時移転に伴う変更の作業委託となっております。

下段、栄典事業につきましては、自治功労者の方にお渡しする記念品を計上させていただいたものでございます。

9ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染対策事業といたしまして、合計で100万1,000円を計上しております。公共的空間感染防止対策事業といたしましては、2つございまして、1つは公用車等の抗菌コーティングを実施するもの、こちらは総務財政課のものは42万9,000円となっております。あとそのほか、また後段で出てきておりますが、公共的空間感染防止対策といたしましては、公共施設等、多くの人に触れる場所に抗菌コーティングを実施する経費といたしまして、笠置会館や産業振興会館、また保育所、つむぎてらす等の経費も、空間感染防止対策事業としてそれぞれの品目で計上をさせていただいております。

9ページ下段の防災諸費でございますが、20万1,000円を計上いたしております。発電機、令和2年度の事業といたしまして購入いたしました発電機の取付けの経費等を手数料として計上したものでございます。

総務財政課の所管の事業といたしましては、以上となります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

中段でございます。3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉施設費で、老人福祉施設運営事業のつむぎてらす運営事業で8万8,000円計上させていただいております。内容につきましては、つむぎてらすの浄化槽の修繕に係ります費用でございます。

次に、同款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業で、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業といたしまして156万3,000円計上しております。本事業につきましては、高校生までの子供を養育されておられます住民税非課税の方に対しまして、対象児童1人当たり5万円を支給するという事業でございます。これは国の事業になっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

中段です。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の母子保健事業の新生児聴覚検査費助成事業といたしまして1万3,000円計上させていただいております。本事業につきましては、新生児に対する聴覚検査の費用を助成するという事業でございます。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業で、福祉車両感染予防対策事業補助金といたしまして34万1,000円計上しております。本事業につきましては、介護事業所や福祉事業を行う事業者が、町民の方の送迎に利用されております車両に対しまして、抗菌・抗ウイルス加工を実施された場合の経費を補助する事業となっております。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、副町長兼商工観光課長事務取扱。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書の9ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、新型コロナウイルス感染対策事業の中の公共的空間感染防止対策事業として、商工観光課所管の大型循環バス、小型循環バス、計2台の車内清掃と抗ウイルスコーティング実施の11節役務費、手数料として18万2,000円を計上いたしております。同じく循環バス2台に装着するプラズマイオン発生機の17節備品購入費として39万円の合計57万2,000円を計上させていただいております。

循環バスは、通院や通学、そして住民の身近な交通機関として多世代が利用しております。抗ウイルスコーティングを施し、車内空間の空気を効果的に清浄する、浄化するプラズマクラスターイオン発生機を装着し、安心・安全な車内空間の確保と利用者、運転手の安全を確保するものです。

また、一般管理費として、大型循環バスの部品が経年劣化いたしており、安全な運行のために部品交換と取付けのため、10節需要費、修繕料18万3,000円を計上いたしております。

続きまして、同じく9ページの6目企画費、12節委託料として、笠置いこいの館管理運営事業で、浄化槽の保守点検、清掃業務に対する経費55万5,000円を計上いたしております。これに関しましては、誠に申し訳ないことですが、いこいの館浄化槽の保守点検、清掃業務を既に実施をしていただいております。過年度分の実施の中で、未払い分が出てまいりました。そのチェックが漏れておりまして、今回補正予算で計上させていただき、事業者のほうにお支払いをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

また、11節の役務費で、公共的空間感染防止対策事業として、JR笠置駅の駅舎の抗ウイルスコーティングの経費7万6,000円を計上いたしております。町内外の多くの方が利用される駅舎内での椅子や手すり等を抗ウイルスコーティングし、利用者の安全を確保しようとするものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染対策事業として、現金の手渡しではなく、カードによる支払いができる端末の導入等に係る費用を補助するため、1件10万円を上限とし、5件分の補助金50万円を計上いたしております。対象者は町内の商工事業者で、新型コロナウイルス感染防止を目的に、現在ICOCAが使えるという状況にもなっておりますので、ICOCAやクレジットカードに対応する端末導入を支援するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、13節使用料及び賃借料で、町営飛鳥路駐車場の賃借料13万2,000円を計上いたしております。これは、本年度の当初予算の計上漏れであり、本予算で計上させていただきました。大変申し訳ございません。

また、その下、4目産業振興会館費、10節需要費及び12節委託料で、笠置町産業振興

会館運営事業として、エレベーター、停電灯、インターホンの各バッテリーの交換が必要となっており、需要費で14万6,000円、さらに空調の室内機のフィルター洗浄が、1階で2台、2階で2台、合計4台分の洗浄が必要となっており、委託料で44万円を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染対策事業として、産業振興会館におきましても抗ウイルスコーティングを施し、利用者の安全確保を図るため、役務費で53万3,000円を計上いたしております。

以上、商工観光課所管の6月補正予算の支出に関しまして説明をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回の補正では、新型コロナウイルス感染症防止対策として、不特定多数の利用が多い公共施設を光触媒により抗菌・抗ウイルスコーティングを施工するということですが、庁舎耐震改修によりまして仮庁舎となるいこいの館なり、本庁舎、第2庁舎の部分が見えないんですが、そのあたりはどうなってるのでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

庁舎の耐震にかかる本庁舎につきましては、改修に入ることもございますので含めておりませんでした。第2庁舎につきましては、入り口等、職員のほうで今、随時消毒をいただいておりますもので、この部分につきましては、すみません、今回の分、コーティングのところには含まれていなかったものでございます。また、いこいの館につきましては、1階部分につきましては、この今回の経費に入っていないものでございます。

計上につきましては、所管課のほうとちょっと調整をして、今後考えていきたいと思っております。第2庁舎につきましても、職員が今、実施しているとはいえ、コーティングが必要なところかとも考えられますので、できるだけ次、次期計上するなりで、ちょっと検討したいと思います。申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

本庁舎も会計の窓口が残るわけでしたよね。そのあたりもやっぱり利用者があると思いますので、これを本当に早急にするのでしたらしないといけないと思うんですが、そのあたり

のまた考えを示していただかないと駄目なのかなと思います。

それと、庁舎改修によりまして、今まで庁舎が避難所とかされたと思うんです。それと今度、災害の関係で、対策本部とかそういったあたりはどこでされるのか。その部屋のウイルスのコーティング、そのあたりはどうなるかということをお考えなのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問ですが、すみません、本庁舎、それから第2庁舎につきましては、すみません、会計の窓口等残りますので、ちょっと今後対応を検討させていただきます。

避難所となっておりますところは、西側入り口の2階部分を今、避難所として利用しているところでございます。工事箇所につきましては、2階の部屋についてはあまり影響がないところでございますので、引き続き役場のほうの避難所としては使っていただけるというふうに進めております。また、災害対策本部につきましても、情報等こちらのほうに集まってくる部分が多数ありますので、そちらにつきましても引き続き役場のほうで警報等発令し、した場合は本部はこちらは実施する、開くというふうと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ぜひ、そういうところのまたコーティングのほうもよろしくお願ひしたいと思いますが、その避難所の関係で、各集会所の避難所、これ今年はまだ観測史上最も早く梅雨入りして、警戒が必要だというようなシーズンに入ったわけでございます。そういったあたりで、各集会所の避難所等における新型コロナウイルス感染症防止の対策をどのようにお考えなのか、お聞かせ願ひたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、京都府のほうからであったりとか、避難所の運営につきましては、ガイドラインであったり提示されているところです。笠置町に合った形での避難所設営についても、今年は本当に早くから梅雨入りし、先週にも警報も発令されておりますので、対応については早急に詰めたいと思っております。また、本庁舎業務がいこいの館のほうに一部移転し、連絡調整ができないようなことになって困りますので、早急にちょっと詳細については打ち合わせたいと思っております。

また、避難所につきましては、各地区の集会所に、区長さんをはじめ地区の方に御協力いただいで開設していただいているところもございます。なかなか緊急事態宣言が発令された中で、会議も持つことも厳しいような状況ではございますが、個々で調整させていただいて、換気、それから空調については、昨年度も実施している集会所もございますので、そういうところでガイドラインのほうを提示させていただいて、詰めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今、由本議員からの質問の中で、第2庁舎といこいの館とを一番利用されることが予想される役場の機能の部分について、抗菌・抗ウイルスの加工というのが対象になっていないということで、検討はするという回答ではあったんですが、これ、ほかの施設もやっっていく中で、検討というような弱いことではなくて、早急に補正、再度組んでこれやらないと、ほかのところだけやっっていて、なぜこの利用が一番想定される場所やらないのかということ、やはり大きな問題じゃないのかと、事業の効果としても考えてもあると思うんです。その点について、少し今後の検討ということではなくて、早急に対応するように再度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、次のというところではなく、今ある予算で対応できるのであれば、早急に対応について考えたいと思います。また、この事業というか予算化につきましては、地方創生の臨時交付金、コロナ対策の交付金も該当してくる事業となっておりますので、事業化につきまして早急に費用等算出させていただいた中で、予算計上を進めるように考えていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今回、各施設について、抗菌・抗ウイルスということで事前に調書をいただいでいまして、施設については「光触媒による」という表現になっているんですけども、各マイクロバスであるとか福祉車両等については、そういう光触媒というふうな書き方がないんですけども、これは同様の事業内容を想定されているのか。つまり、光触媒を車両関係につ

いても加工として考えているのか、またちょっと対象が違っているのかということの確認と、一度光触媒の加工をされると、一定効果は持続するということでお聞きをしているんですが、どれくらい持続するのかということとともに、触媒ですと、その劣化とか効能が本当に効果が続いているのかということ、保守なり点検なりをして把握しておかないといけないのではないかというふうに考えるんですが、そのあたりも含めまして答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

用語の使い方でございますけれども、私どもとしては、現在製品として一般的に使われておりますプラズマクラスターイオン発生機ということで、製造元との間では調整をさせていただいております。この発生機は、空気清浄機的一种といえますか、そこに取り付けられているものでございまして、例えば循環バス等、狭い車内の空間の中で空気を循環させ、同時にプラズマイオンを発生させ、ウイルスを撃退するといえますか死滅させるという、そういう役割を持ったものというふうに聞いております。日本の国内メーカーで、デンソーの部品として信頼性のあるものを現在予定をさせていただいております。

この効果というのがどれくらいかということなんですが、私どもも仕様書等でどれだけの効果があるものかというふうに聞いてはおるんですけれども、プラズマイオンクラスターというのは空気清浄機でございまして、その空気をやはり清浄していくということの効果ということでございますので、抗ウイルスコーティングとはまた違うということで御理解をいただけたらと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 再度お聞きしたいんですが、いわゆるマイクロバスということと、要するに公共的空間感染防止対策事業ということで、調書の2ページには公用車等ということで、マイクロバスだけじゃなくて福祉用の中型車であったり、軽自動車であったり、災害時の使用軽自動車等も含むで一体的に書いてあるんですけれども、調書の中では、ここには光触媒というふうには書いていなくて、バスについては、循環バスについては、今言われたような空気清浄機に当たるものをつけるということで書いてあるんですが、お聞きしているんですけれども、その他はどうなのかと。つまり、ほかの施設については光触媒の加工ということで書いていまして、書いていないので表現が違いますので、内容が同じような加工をするのか。

今言ったように、循環バスについては空気清浄機だけれども、ほかのその光触媒とか加工

はしないのかどうかという内容の確認ということと、効果については、一定、今、施設の関係でいくと光触媒の加工をするということですが、以前ちょっと5年ほどはもつというようなちょっと期間も聞いたんですが、一旦設置して、光触媒などで持続的にそういう効果が発揮するとは思いますが、劣化等も含めて、やっぱり保守の点検はその間にしていかなないと、効果があると、一度加工したらあると思って、十分な効果が得られていないということになってはいけないので、保守点検のそういう費用とか、そのあたりも含めてどうお考えかなと、総合的な質問としてさせていただいているんですが、そのことについて再度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど副町長、循環バスのプラズマクラスターイオン発生機の取付けでしたけれども、私のほうでは、向出議員おっしゃっていただいている抗菌ウイルス加工、抗ウイルス加工のほうについて説明させていただきます。

主要事業調書の2ページに上げております感染防止対策の公用車につきましては、ちょっとうちのほうで見積り取った事業所のほうが、光触媒というふうな書き方ではなくて、メディカルナノコートを実施するというふうな、ちょっと事業者が違いますので、記載の仕方が違うのかも分かりませんが、そういう機能性無機金属のシングルナノ粒子を塗膜するというふうな施工になっていると聞いております。

こちらのほうの期間も大体3年から5年、利用頻度にもよるようですが、3年から5年の効果があるというふうなことで聞いております。すみません、以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

8ページ、職員人件費で、（特別職）と（非常勤特別職）でお聞きします。

特別職のこの減額は副町長の分なんですが、括弧の非常勤特別職というのは、これは参与のことやと思うんですが、副町長が退任される代わりに参与を置くということよろしいですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、退任の代わりに参与を置くということでございます。以上です。

（何事か言う者あり）

町長（中 淳志君） 副町長、勇退されますんで、その代わりに参与を置きたいということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、たしか3月の議会のときに、否決はされましたが、そのときにも補正で上げてはりましたね。そのときには、たしか答弁で、副町長、参与の体制でやると答弁されましたが、その整合性はどうなりますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

3月末、ごめんなさい、3月議会の段階で、私のほうでは副町長の勇退についてはお話し申し上げられないということで、当面2人の体制でお願いしたいということで、前回は予算を提出させていただきました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

何かちょっと腑に落ちないような答弁なんですけど、今、商工におられる方が参与になるんですよね、町長、これが通れば。まだ質問。ですよね。これどうも町長のやってはるんですが、何かその人ありきみたいな人事をされているような気がしてしょうがないんです。例えば、その3月のときに否決された、そうしたら会計年度任用職員で4月1日から雇う、雇うたら次の議会で参与の予算を上げて、これもし通れば参与に上げる。何かその人、4月1日から雇うのありきで動いてはるような気がしてしょうがないんですが、その認識でいいんですかね。何かそうなるもまた腑に落ちないところがいっぱい出てくるんですけれども。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

現在、笠置町のほうでは、非常に多様な大きな問題を抱えておりまして、切れ目のない行政を遂行していくために、まず参与を置きますということが1点ございます。参与に就任していただいて、すぐ何もかも分かるわけでもございませんので、一定、現在の状況を御理解いただくための時間というものが必要やという判断をしております、副町長、それから人事担当の前田参事とともに協議をさせていただいて、現在、来ていただいているという状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕も、その8ページの人件費についてお聞きします。

これ参与に非常勤ということなんですけれども、非常勤の働き方で週何時間、何日出勤されて、どこまでの責任を果たしていただけるのか、その成果は何で図っていただけるのか、その辺のきっちりした根拠。何を実際、笠置町が課題で何を求めておられるのかというのが、3月の時点でも職員も知らなかったし、要らないんじゃないのかという声も出ていたかと思うんですけれども、また再度これ予算計上されていると。

僕は議員として、少しまだ分からない。町長はその3月の時点で、財政畑にその方を置きたいという話をされていたかと思うんですけれども、4月、蓋を開けてみたら商工にいてると。その辺の整合性も、僕、説明受けましたけれども、なかなか、町長、分からへん。その辺きっちり、町の中を見てもらうのは商工が一番いいと思った理由も聞いていないし。その辺きっちり説明していただかないと、なかなかこの予算が笠置にとって潤いのあるものかどうか、何せ500万円なんでね。副町長は1,000万円級やったと、参与だから500万円なんやと。削減できているよな、これは理由にならへん。何でかって、お金が活きるかどうか分からへんから。その辺の理由をきっちりちょっとお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

現在、笠置町が当面している課題というのは、まず耐震補強と庁舎移転の問題、それから総合計画の策定のこと、フェイスとの訴訟問題、いこいの再建問題、コロナの対応の問題、あとそれから、観光行政の根本的な見直しとそれをどういうふうにしていくかを、骨子を決めていって進めていかなきゃいかん。それに加えて、防災とか減災の問題が出てくるかと思えます。財政問題も非常に大きな問題でして、本年度、かなり大きな金額の基金の取崩しをして、当初予算の策定に臨んでおるわけでございます。

現在、商工観光に座っていただいているというのは、一定、フェイスの問題であるとか、いこいの再建問題であるとか、観光の問題というのを見ていただきながら、並行して町の例規、例規集等見ていただいたり、財政のことを見ていただいたりしているわけでございます。度々いろんな相談もし、資料の提供もしというふうにはやっておるわけでございますが、本人は元木津川市の部長さんでございまして、財政問題にもたけておられます。町の財政の健全化ということ、それからいろんな、マチオモイ部長さんということで総合計画の策定にも関わっておられますので、町全体の行政の円滑な遂行ということで、参与に就任していただく

という形になるかと思えます。

ただ、今、当面待ったなしでやっていかなきゃいけないフェイスとの訴訟の問題等々ございますんで、総合計画もございますし、そういうことを今、勉強していただいて、一定、明確に方針というのを相談しているところでございます。以上でございます。

(「議長、漏れていますよ、漏れている、僕の質問」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 成果のやつ。

(「違う、週何時間働いて」と言う者あり)

議長(大倉 博君) だから週何時間の成果の話でしょう。

質問の最初に言うた。

(「それ、答えてないですよ」と言う者あり)

議長(大倉 博君) だからそれですかと聞いているの。

(「それですよ」と言う者あり)

町長(中 淳志君) 失礼いたしました。

予算措置してあるのは、週37時間程度ということでございます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 坂本議員。

5番(坂本英人君) 週3時間と。ほんで、今町長がお話、答弁あった問題ってすごい数多くあると思うんですけども、それでほんまにできるのと。裁判のことでもそうですし、財政のことでもそうですし、ほんまにその非常勤という扱いでその職責が果たせるのか。

東部じんかいの裁判があったじゃないですか。あのときは、そのときの局長が引き継いで非常勤か何かの形で残られて、裁判の対応をされたと。そういう実績もあります。いろんなやり方はあると思うんですよ。次なられる参与の方に全ての笠置の問題を背負っていただくのかというぐらい、今、かなり豊富やったと思うんですよ、内容がね。今も商工観光課の相談役という立場でおられると。相談役という仕事、職責を僕はどういうものか存じていないので、その職責果たされているのかどうかというのが分からないんですけども。

ほんまに町長、常に財政が苦しいと、自分の給与をカットしてまでも町のお金残さなあかんという方針の中でいてくれているのは、理解はしています、納得はしていませんが。その中で、ほんまにこの予算の使い方が笠置のためになるのかどうか、僕はちょっとまだ理解できひん。

木津川市で部長職をされていたという、それもすごいかどうか僕も分からないんですけども、実際フェイスの件だって、別に時系列知ってはるわけでもないし、そこにその

方を充てるのが適任かどうかというのは、俺はちょっと分からない。そういうふうなことを精査されていない中で、こんな問題がある、こんな問題がある、こんな問題がある、その課題に対して全てその人に振るのというふうに思うんですけども、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

全ての問題を振るのかという御質問でございますが、全ての問題についての認識と申しますか、理解はしていただかないといけないと。今、私が申し上げました耐震、総計、フェイス、いこいの再建、コロナの問題、観光行政の問題、防災、減災の問題、それぞれ一定、私自身も把握しておりますが、全ての問題について適切に順序よく処理していけるのかというのは、それは非常に大変な問題でありまして、基本的にこうした問題の統括をしていただく、特に多課にわたる事業、問題等の調整ということは、本来、副町長なり参与の職責でございますので、そういうお仕事はちゃんとしていただきたいと思います。

フェイスの問題に関しましては、現在まだ訴訟進行中ですので、一度議会終わってから、私のほうも弁護士のほうに一回状況の確認もしたいと思っておりますが、一応概略ではございますが、経緯については了解いただいております、理解していただいておりますというふうに考えております。いこいの再建問題でありますとか、それとコロナの問題については、一定、私のほうからも資料はお渡しして、読んでいただいているところでございます。総計については、どのような形で最終的にまとめ上げていくのかということは、私のほうから御相談をさせていただいて、いろんな提案をいただいているところでございます。

現在いっぱい残っている、残っているというか現在抱えている業務を切れ目なく円滑に遂行していくために必要な人材やというふうに私は考えておりますので、今回の御提案をさせていただきます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

週30時間、5日で割ったら日に6時間、30……。

（「7」と言う者あり）

5番（坂本英人君） 37時間で1日8時間、残業はできない、その中で今、残業はされている職員もいますわね、商工は特に多いと思うんですけども。そんな中で、その特別職の方が1日8時間で問題クリアしていけるのか、僕も全然ちょっと計算ができない。かなり能力が高い方なんだろうというふうに思っておりますが、総務課長、1日8時間で今、町長が

おっしゃった内容の職責って果たしていけるんですか。僕はちょっと公務員のこと存じ上げないんで、精通されている総務課長の立場なら分かるのかなと。今、考えるだけでも結構あったと思うんですよ。それで副町長の代わりにの参与が来られて、それを全うしていくと。なかなか僕ちょっと難しんではないのかなと思っているんですけども、いかようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、坂本議員がおっしゃいました業務についてですが、全体、役場の業務全体を見渡した中では、それぞれ今ここ議場に出ております課長が、自分の所管の分の業務は、週の勤務時間の中で目いっぱいやっていることと思います。私のほうも、4月から総務財政課のほうに座っておりますけれども、職員の中にも年度替わりということもありまして、時間外勤務も多くなっている職員もあります。また、コロナのワクチン対応も出てきておりますので、保健福祉課の職員にあつては、かなりの土日出勤であったりということもしていただいております。

その中で、全体的な業務を見ていただくということに関しましては、職員がやっている事務的なことということではないと思いますので、これ一つということではなく、全体的な業務を見渡していただく中では、副町長と同様、業務について可能な範囲でしていただけるのではないかとこのふうなお答えでさせていただきます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほどの質問の中で、3年から5年はもつという、公用車の中、書いてはあったんですけども、それは要するによく触れる場所について、答弁漏れやと思うんで聞きたいんですが、問題について、僕は保守とか点検とかもしないといけないんじゃないかとお聞きしたんですが、それは一切、一度加工すれば基本的には継続して、特別に保守や点検とかをしなくても、それだけもつということなのか、保守点検はやっぱりしないといけないのか、そのあたりを聞いたんですが、明確な答弁がなかったので、お答えいただきたいということと、また別の質問なんですけれども、飛鳥路駐車場の件が漏れていたということもありますし、いこいの館の浄化槽の保守点検の件も、ちょっとチェック漏れが起きたということなんです。

これは、経費としては必要やということはあるんですが、やっぱりチェック漏れが起きたので、その原因の究明と、やっぱり議会については、一定、報告をいただかないとね。やっ

ぱりさらっと単なるミスですというだけでは、ちょっと駄目なんじゃないかと。その点について答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

抗ウイルスコーティングの持続といいますか、効果が持続する期間、4年から5年というふうに言われております。その間のメンテナンスに関しましては、通常の清掃を行っていただくことで、コーティングの効果というのが持続するというふうに言われています。特に年間、何がしかの特別なことをしなければならないということにつきましては、業者のほうからは、こちらのほうに特にこれをしてくださいというような話はございません。

それから、大変申し訳ございません。飛鳥路の駐車場の当初予算計上漏れ、本当に当方のチェックミスでございます。御報告できなかったこと、大変申し訳なく思っております。

さらに、いこいの館の浄化槽の保守管理、そして清掃業務に関する支払いが漏れておったこと、これも大変、執行部といたしましてその請求書のチェックが漏れており、金額の確定、そしてその請求期間と金額とのチェック、そういったことが細かくできなかったということで、これも事務局のほうのミスでございます。弁解のしようがございません。

事業者様におかれましては、大変丁寧に業務をやっていただいております。現在もその業務をやっていただいております。他の公共施設においても、大変高い実績を上げていただいております。

今回の件に関しまして、誠実に先方の事業者様と話し合いをさせていただき、当時の請求金額のままで構わない、遅延利息を要求しないということで、大変私どもとしてはありがたいお申出もいただいております。そういったことが発生したということに関しまして、議会のほうにきちっとした報告ができなかったということも、大変申し訳なく思っております。

事業者様が誠実に対応もされており、その仕事の内容もかなり質が高いということで、評価も私ども高くしておりますので、何とぞこの予算に関しましてお認めいただく、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

先ほどの町長の答弁の中に、3月議会のときには副町長の任期のことについては言えないということがあったんですが、何かそういうルールか何かがあるんでしょうかね。継続なり、

もう継続は求めへんとかというのは、別に言ってもいいとは思いますが、何かそういうルールがあるのかどうか、それちょっとお聞きしたいのと、最初、3月の補正が上がったときには、たしか財政の見直しをしてもらうために参与を置くということやったんですが、何かさきの坂本議員の質問に対する答弁の中では、何か趣旨が変わっているような気がするんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問でございます。

ルールはあるのかということですが、ルールはございません。

財政の話をしていたと思うということですが、確かに、木津川市の筆頭部長でございますので、財政問題については非常にお詳しい方。現在の笠置町の予算書全て見ていただいております。どういうところに問題あるのかということについても、御意見いただいております。当然ながら、町財政の適正な運用、執行について、アドバイスいただけるというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ならば、3月の議会のときに、副町長の進退については言えなかったというのは、何かうそをつかはったということのような気がするんですが、そのこともちょっと答えていただきたいんですが、いろんな問題があるのは、笠置町が今いろんな問題抱えているのは分かります。ただ、町長が言うように、その人が参与に入ったら全てが丸く収まるようなふうにはしか聞こえないんですが、その前に、職員とみんなで話し合われたんかと。何か今まで全然できていないところをその人が、参与が入ればできるような、全て丸く収まっていくような話にはしか聞こえないんですね。

そやけれども、皆さん、笠置の職員も皆さん、能力あるはずなんですよ。3月の答弁のときでも、副町長言われましたよね。できると。やっています、今やっているところです、できます、現在の職員でやっているところですと。その評価もないままに、とにかく参与にその人を入れたいというふうに、町長がそういうふう動いているようにしか見えないんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

私、何もうそを言っておりません。先ほどの御質問、ルールはあるのかとおっしゃったんで、ルールはありませんとお答えしています。何で言わなかったのか、それは私の判断でございまして、これはうそを言っているわけではございません。何も言っていないわけですから、うそを言ったわけではございません。

財政の問題につきましても、ずっと見ていただいておりますが、結局のところ、まだ予算措置されてへんことについて、職員にこういう方に来ていただきますということは言えませんよね、予算ついていないんですから。だから、予算がついていない以上、職員と協議することもございません。予算がちゃんとついていたら、その場所でこういう方に来ていただきますということは御紹介して、皆さんとお話することは可能やと思いますが、あの時点ではまだ予算ついておりませんので、私のほうから職員のほうに説明することはできません。そういうことでございまして、御了解いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 西議員、申します。

同じ件ですか。これはもう、先ほどの件みたいの3回以上超えていますので、一応ルールです。

ほかにありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 休憩動議入れても大丈夫ですか。

議長（大倉 博君） まず、ほかに質疑はありませんか。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 動議やけれども。質疑は終わってからやな。

（「違います、待ってください、動議入れてください」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 今、坂本議員から……。坂本議員ですか、動議。発言ですか。

5番（坂本英人君） いや、動議って言いましたやん、もう。

議長（大倉 博君） 今、坂本議員から動議というのがありました。どうですか、その動議の中身はどうですか。

5番（坂本英人君） 休憩動議。

議長（大倉 博君） 休憩動議。

5番（坂本英人君） はい。

議長（大倉 博君） それは何のためですか。

5番（坂本英人君） そんなん必要ですの。

（「休憩」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 休憩。何を議論するんですか。

5番（坂本英人君） いやいやいや。全協とも何とも言うていませんし、僕、休憩動議。もう今、始まって1時間半以上経過しているんで。だから一度休憩を取ったほうがいいんじゃないのかと思ひまして、今、挙手させていただきましたが、おかしいでしょうか。

議長（大倉 博君） それでは、ただいまから休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時25分

議長（大倉 博君） 会議を再開します。

質疑はありませんか。松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、いろいろ報告聞いたんですけれども、ちょっと参考にお聞きしたいんです。

2年度の一般会計で5,000万出ていますね。この町の財政として、どういう具合にやろうとされているのか。一般財源。今回は耐震で、ある程度金額はアップするの分かります。今の町政からして、非常に大きい金額であるということに対して、行政はどのように思われているのか。

また、前回、杉岡議員がお聞きした自治功労賞、どのようになっているんですか。今回なんぼ上がっているんですか。4万5,000円ですか。4万4,000円かな。どないなっているんですか。あのときの答弁では、課長と町長が行くという話になったはずですよ。だから、議会で言われていることが本当に実行されているのか、非常に行政の発言に不信感を感じるんですけれども、どうですか。

議長（大倉 博君） 8ページ。8ページの一番上、4万4,000円、この話やな。自治功労。松本さん、8ページの自治功労の話ですか。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいま松本議員のほうから、自治功労のほうで御質問がございました。

前回の表彰が、町政の80周年やったかな、ちょっと記憶が定かではありませんが、その年にどのような方をお招きして表彰式を行ったのかということまでは、調べております。そして、御招待する予定の名簿までは、私のほうで一応原案ということで作らせていただいています。御挨拶に伺うというお話をさせていただいておったんですが、現在、コロナの関係で動けないということがございますのと、それから、それなりの処遇をもって表彰式をしたいということで、関係機関との調整もございます。

本来はもう少し早く、多分7月中には表彰式挙行したいと思っておったんですが、現在の状況では、ちょっと表彰式は7月中には無理なんかなというような見通しでございます。とりあえず、出席者の皆さんのどの範囲で出席の要請するのかということの取りまとめと、あと最終の確認の作業と、それから日程をどういうふうにするのかということは、現在出ておりますコロナの問題が、一定、解除されるまでは、日程までは決められないという状態になっております。誠に申し訳ない話です。受賞予定者の方に、前田担当参事と一緒に伺いますということもお話ししておりましたが、それも今の現在の状況ではちょっと難しいという判断でございます。

予算につきまして4万4,000円というふうに組んでおりますが、これは記念品等々の経費でございます、一応はそれで最低限の授賞式はできるというふうな判断でございます。以上です。

5,000万円というのが、ちょっと私、理解できてへんかったんですが、5,000万円というのは、もしあれでしたら何の5,000万円なのかお話しただけしたら、また回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。ちょっと私、功労賞の件で聞いたんですけども、何ですか。それが町長の回答ですか。町長が、この席で何て言われたんですか。総務課長と同伴して行くという発言をされているんですよ。何がコロナなんですか。発言されたときはコロナがなかったんですか。何か町長言われることに対して、非常に幽遠ですんで、我々にとってはちょっと理解しにくいんですけども、どうなんですか。行くんですか、行かないんですか。まして、今頃これで4万4,000円、こんな何か手を打つ、それやったらそれなりに手を打つてもろうたらどうなんですか。かっこよくこの席で功労者の名前も出てやられています。それに対して、全然実行力がないんじゃないですか。これで笠置の町政がやっていけるんですか。その点、どうですか。

細かいことを長々と言うてもらう必要ないですよ。いつまで行かれるんですか。行かないんですか。これを賞品4万4,000円はどのようにして渡されるのか。そういう点、はっきりと説明してくださいよ。そして実行してください。本当の仕事は何かいうことを、町長の仕事は何かいうことを再度認識してもらいたい。それについて、町長、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

訪問するのかもしれないのかということですが、これは訪問するという事で課長とはお話をしておりますので、これは間違いなく訪問はさせていただきます。ただ、日程が現在の時点で決めかねておりますので、なかなか具体的には決められない。ほぼ招待客については名簿が上がっておりますので、それについて粛々と事務を進めるという予定になっております。

4万4,000円の中身については、担当課長のほうから説明させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

栄典事業に上げております4万4,000円につきましては、規定の中には1人1万円程度の記念品ということですので、その4名様分の経費に消費税プラスしまして4万4,000円で計上させていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） これで終わりにするけれども、課長、引継ぎされたときはどういう具合に引継ぎされたんですか。町長と行くということになっとるはずですよ。課長のスケジュールがつかなかったんですか。町長のスケジュールがつかなかったんですか。今、大変忙しいと町長の答弁ですけれども、何が忙しいんですか。もっと真摯に質問に対して答えてもらいたい。そしたら今度、暇になったら行くということは、令和4年度になるんですか、どうなんでしょうか。ふざけたような答弁はできるだけ避けてもらいたいと思いますので、今後とも我々の質問に対して誠心誠意の回答をお願いしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） すみません。今の松本議員の御指摘ありましたとおり、3月のこちらの議会のほうで町長が答弁したことも後ろで聞いておりましたし、前任の岩崎課長のほうからも聞いておりました。新型コロナウイルスのせいにするわけではございませんが、なかなか動きが取れなかったというのを理由にするというのはちょっと。申し訳ありません。できるだけ早急に、何なりの対応を町長とさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

11ページ、民生費、5目老人福祉施設費、つむぎてらすの修繕費で8万8,000円上

がっておりますが、つむぎてらすのどの部分を修繕するのか。まだ新しいという認識でいるので、例えば瑕疵担保がどうなにかとか、どういう状況で修繕が発生したのかというのが、あまり今、説明は多分受けていないと思うんで、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

説明不足で申し訳ございませんでした。つむぎてらすの浄化槽に設置されています原水ポンプ、汚水を浄化槽側にくみ上げるポンプが故障しているということで、浄化槽の点検に来ていただいている業者に確認しましたところ、取替えが必要だということで、今回その費用を上げさせていただいています。施設もまだ新しいということで、ポンプの保証期間というのもちょうと確認したんですが、1年しかないということでしたので、今回、修繕費用で上げさせていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほどと同じなんですが、いこいの館の浄化槽の件で謝罪はあったんですけども、この今日の本会議で初めて明確に説明があったんですが、議運で議案が提出された際には、その説明の中では特に触れられることはなくて、また、私自身はいこいの館運営対策特別委員会の副委員長なので、その関係の委員長と副委員長には説明するというので説明は受けましたけれども、そこの説明を聞いていない議員もいるということでお聞きをしていたわけです。なので、特にすぐ職員を処分してほしいとか、そういうことを求めているのではなくて、まず経緯の説明をしっかりとするとともに、再発防止策について、やっぱり業務上どういうところを直せばこういうミスが防げるのかということをやっぱりきちっと説明をいただきたいということなんです。

そこの明確な答弁をいただきたいということと、先ほどから松本議員も自治功労賞の件もありましたけれども、以前から問題になっている点については、聞かれるまでに、質疑されるまでに、やはり町のほうから積極的な説明であったり、やはりすべきじゃないかなというふうに思うわけです。提案理由や説明のときにもう少し丁寧な説明があれば、質疑も簡略化したり、スムーズに運べますので、その点も含めて答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問の中のいこいの

館の浄化槽に係ります過年度の支出について、大変十分な説明ができずに予算提案をさせていただきましたこと、改めておわび申し上げます。本当に申し訳ございません。

経過でございますけれども、いこいの館に関しましては、有限会社わかさが管理運営をしていた時期、そして町が直接管理運営をしていた時期、そして株式会社フェイスによる指定管理が実施された時期というのがございました。

しかしながら、事業者様、大和清掃様におかれましては、いこいの館の浄化槽の作業というのは一連のものだということで御理解をされており、その都度請求が上がるときに、有限会社わかさぎとしての支払いでありますとか、町の支払いでありますとか、フェイスの支払いということで、仕分けをさせていただいておったということなのですが、その中で、実は有限会社わかさが、平成29年度の支払いで既に決算で支払い済みであるということで、決算上、既に処理がされているとって処理をした中が、実は未払いの分が、その年度の後半の分がまだ払っていないということが発覚をいたしました。

本来そこは、いこいの館の管理運営上、フェイスが支払うべきところとのつなぎの部分に当たる部分でございまして、フェイスが指定管理を行うまでの間、実はわかさが本来払わなければならないというふうになっていた部分でございます。その間が、平成29年8月1日から30年4月30日までの分、40万7,754円が未払いになっておりました。

さらに、御承知のとおり、フェイスが指定管理者として撤退した後に関しましては、町が直接管理運営を現在もいたしております。その間の請求というのが、フェイスを挟んで、後半の請求が実は請求書として、私ども町のほうに実は来ていなかったということもあって、その確認のため、業者との間では、管理者がこうなりましたという説明を含めて、請求書の内容の出し直しであるとか、チェックをさせていただきまして、結果的に令和元年9月1日から令和2年3月31日までの分、14万6,685円の未払いということが確定し、その分をお支払いしなければならないということになったわけでございます。

いずれもこれは、請求書の内容と支払日の年度というものがちゃんと整合しているかどうかということ、支出の照合書類である施工した期間を確認し、それに対応した支払いができており、その後の支払いをどこがどうするのかということ、きちっと管理できておれば、恐らく防げたであろうと思っておりますし、また事業者様に対しても、この分は有限会社わかさぎ、この分は町、この分はフェイスですよということを丁寧に期間を説明し、その間の作業の内容をこうですということを御説明できておれば、防げたことだろうというふうに考えております。そこが十分できていなかったがゆえに、未払いの部分が発生をし、その

確認作業、そして当事者との話合いに時間を要したというのが経過でございます。

大変、こういったことが発生したことについては、事業者様には申し訳なく思っておりますし、また、こういった過年度の支払いをしなければならないということで、予算要求をするということに関しましては、議会の皆様にも大変申し訳ないことだと思っております。

こういうことが発生しないようにするためには、やはり事業者様から来た請求書と施工された内容等しっかり確認をし、その請求書の宛先が適切なものであるか、その期間の作業に関しまして、きちっと作業していただいた金額として、本当にこの金額が正規のものであるかどうかというものを改めて確認することが重要であるというふうに認識しております。

商工観光課が所管をしておりますので、現在、私が商工観光課長事務取扱という立場におりますので、こういうことが二度とないように、課員には徹底をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

その他のことに関しましては、理事者のほうから説明をさせていただきます。失礼いたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今言われた内容とともに、後段で言ったこと、答弁いただきたいんです。要するに、議会で特に指摘されて、継続的に一般質問であったり、繰り返し指摘をされて、まだ解決をしていない問題については、やはり積極的に説明をいただきたいと思うわけです。

先ほどの参与の給与の件も、3月で一度議会としてはやっぱり否決の判断もしているわけですね。特に説明がなかったですけれども、やはりそこは、ぜひこういうことをやりたいということで、議会としても否決をしたという経緯もある中なので、そういう大事な問題、論点については、やっぱり積極的に町として説明をし、理解を求めるといった必要性があると思うんですよ。

だから、その点について今後は意識を持っていただいて、きちっと、全てのものについてはもちろん説明しきれない、時間的なこともあってという場合もあるとは思いますが、特に大きな課題だったり、議会でよく取り上げられていた論点については、その点について、きちっと今後は意識を持ってやっていただきたいと思います。その点についてだけ答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に私どものほうで、何らかの資料は手元にはございますが、議会に提出するということはしてきておりませんでしたので、今後はなるべくなら予算なり条例案等々の報告のときに、そうした資料と一緒に添付させていただいて、なるだけ御理解いただけるように努力していこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 議長、動議。

議長（大倉 博君） まず質疑が終わってからと思うんだけど。はい、動議。

7番（西 昭夫君） 質疑もうないと思うんですけども。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 動議、何の中身ですか。

7番（西 昭夫君） いいですか。質疑がないと思ったので、手挙げたんですけども。

議長（大倉 博君） 討論、議案……。動議、中身は。

7番（西 昭夫君） 議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について修正動議を提出します。

議長（大倉 博君） ただいま西議員から、議案第29号について修正することの動議の発言がありました。賛成者はありますか。

（「賛成」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 賛成との声があり、この動議は賛成者がありますので成立しました。

この後、全員協議会でしますので、暫時休憩します。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時34分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議案第29号に対し、西議員外1名からお手元に配付のとおり修正案が提出されました。

お諮りします。西議員外1名から提出された修正案を直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、西議員外1名から提出された修正案を直ちに議題とすることに決定しました。

発議者の説明を求めます。西議員。

7番（西 昭夫君） 修正動議の説明を申し上げます。

令和3年6月4日。発議者、笠置町議会議員、西昭夫。賛成者、坂本英人。

議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正は、歳出予算補正予算書では8ページでございます2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費、非常勤特別職に係る補正額512万6,000円を削除いたしたく、所要の修正をするものです。

修正案を順次説明いたします。

修正予算書は1ページですが、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）第1条中、14億3,392万5,000円を14億2,879万9,000円に改める。

歳入につきましては、補正予算書2ページですが、19款繰入金、1項基金繰入金、補正額マイナス297万2,000円をマイナス809万8,000円に、歳入合計補正額945万8,000円を433万2,000円に改め、歳出につきましては、補正予算書3ページの2款総務費、1項総務管理費、補正額マイナス156万8,000円をマイナス669万4,000円に、したがって、2款総務費の補正額マイナス203万8,000円をマイナス716万4,000円に、歳出合計補正額945万8,000円を433万2,000円に改めるものです。

なお、この補正額の修正に伴う計の欄の修正額は、修正案の記載のとおりでございますので、お目通しをください。

次に、提案理由を申し上げます。

3月議会では、参与を入れなくても、現在の職員の体制で財政の見直し等できる旨、発言がありました。それで否決されました。ならば、町長は号令をかけて、職員でやってみることです。その結果もないまま、さらに町長は、新年度から町長が参与に採用しようとしていた人を会計年度任用職員で採用し、今回の6月議会で再度参与の予算を計上し、町長は職員や職場の努力を考えず、その人ありきの人事を押し通そうとしているようにしか思えません。よって、これらの理由により提出するものです。何とぞ御審議の上、適切な御決定を承りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対しての質疑を終わります。

これから本案及び修正案についての討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） ないですか。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この修正案、僕、正直そんな慌てやんでええんちゃうのかなというふうには思っているわけです。副町長が離職されるということで、様々な不安はあると思うんですけども、今ここで慌てて、町長信頼される方だということもお話は聞きましたし、理解はしているんですけども、今まだちょっと慌てんでええんちゃうのかなというふうな思いもありまして、今回この修正案に、もう少し審議した中で予算計上していただけたらと思い、この修正案に賛成いたします。

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件の採決をします。

まず、本案に対する西議員外1名から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立3名です。少数ですね。

（「同数です」と言う者あり）

議長（大倉 博君） すみません、3名で可否同数です。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案を採決します。

議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件の修正案は、議長は否決として採決します。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 可否同数です。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案を採決します。

議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件については、議長は可決と採決いたします。したがって、議案第29号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月10日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時43分